

第五十五回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 議 録 第 八 号

昭和四十二年五月二十四日(水曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 矢野 絢也君

理事 小宮山重四郎君

理事 中曾根康弘君

理事 渡辺美智雄君

理事 三木 喜夫君

理事 池田 清志君

理事 桂木 鉄夫君

理事 増岡 博之君

理事 加藤 勘十君

理事 森本 靖君

理事 齋藤 憲三君

理事 福井 勇君

理事 石野 久男君

理事 内海 清君

理事 岡本 茂君

理事 世耕 政隆君

理事 石川 次夫君

理事 三宅 正一君

出席國務大臣 國務大臣 二階堂 進君

出席政府委員

科学技術政務次官 始関 伊平君

科学技術庁長官 小林 貞雄君

官房長 高橋 正春君

科学技術庁研究 調整局長 谷敷 寛君

科学技術庁振興 局長 村田 浩君

科学技術庁原子 力局長 館林 宣夫君

厚生省環境衛生 局長 加賀山國雄君

農林省農政局参 事官 畑井 眞樹君

農林水産技術会 議研究調査官 住木 諭介君

参(理化学研究所 副理事長)

委員外の出席者

農林省農政局参 事官 畑井 眞樹君

農林水産技術会 議研究調査官 住木 諭介君

参(理化学研究所 副理事長)

五月二十四日

委員松前重義君辞任につき、その補欠として石

第二類第三号

科学技術振興対策特別委員会 議 録 第 八 号

昭和四十二年五月二十四日

川次夫君が議長の名で委員に選任された。
同日
委員石川次夫君辞任につき、その補欠として松
前重義君が議長の名で委員に選任された。

五月十八日

動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出第七
三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣提
出第七二号)

動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出第七
三号)

科学技術振興対策に関する件(農薬の残留毒性
の科学的究明に関する問題等)

○矢野委員長 これより会議を開きます。

去る四月五日日本委員会に付託されました原子力
基本法の一部を改正する法律案及び五月十八日に
付託されました動力炉・核燃料開発事業団法案の
両案を一括して議題といたします。

原子力基本法の一部を改正する法律案

原子力基本法の一部を改正する法律

原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の
一部を次のように改正する。

第七條の見出し中「原子燃料公社」を「動力炉・
核燃料開発事業団」に改め、同条第一項中「事項を
行わしめる」を「事項を行なわせる」に、「核原料物
質及び核燃料物質の探鉱、採鉱、精錬、管理等を
行わしめるため原子燃料公社」を「原子炉のうち高
速増殖炉及び新型転換炉並びに核原料物質及び核

燃料物質に関する開発等を行なわせるため動力
炉・核燃料開発事業団」に改め、同条第二項中「原
子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改
める。

第十七條中「特許出願に係る発明又は」を削り、
「(大正十年法律第九十六号)第十五條及び第二十
條」を「(昭和三十三年法律第二百一十一号)第九十三
條」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、
第七條の改正規定は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日から施
行する。

理 由

原子力の開発機関として新たに動力炉・核燃料
開発事業団について規定を設けるとともに、従来
の原子燃料公社に関する規定を廃止し、あわせて
規定の整備を行なう必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

動力炉・核燃料開発事業団法案

動力炉・核燃料開発事業団法

第一章 總則(第一條―第十條)

第二章 役員等(第十一條―第二十二條)

第三章 業務(第二十三條―第二十五條)

第四章 財務及び會計(第二十六條―第三十九
條)

第五章 監督(第四十條―第四十一條)

第六章 雑則(第四十二條―第四十五條)

第七章 罰則(第四十六條―第四十八條)

附 則

第一章 總則

(設立の目的)

第一條 動力炉・核燃料開発事業団は、原子力基
本法(昭和三十年法律第八十六号)に基づき、
高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発、核燃
料物質の生産、再処理及び保有並びに核原料物
質の探鉱、採鉱及び選鉱を計画的かつ効率的に
行ない、原子力の開発及び利用の促進に寄与す
ることを目的として設立されるものとする。

(定義)

第二條 この法律で「高速増殖炉」とは、原子力基
本法第三條第四号に規定する原子炉のうち、そ
の原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子
により行なわれるものであつて、核燃料物質の
うち政令で定めるものの当該連鎖反応に伴い生
成する量のその消費する量に対する比率が一を
こえるものをいう。

第三條 この法律で「新型転換炉」とは、原子力基本
法第三條第四号に規定する原子炉のうち、その原
子核分裂の連鎖反応が主として熱中性子により
行なわれるものであつて、前項に規定する核燃
料物質の当該連鎖反応に伴い生成する量のその
消費する量に対する比率が政令で定める比率を
こえるものをいう。

(法人格)

第三條 動力炉・核燃料開発事業団(以下「事業
団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四條 事業団は、主たる事務所を東京都に置
く。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必
要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五條 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合
計額とする。

一 二億円

二 附則第三條第二項の規定により政府から出

資があつたものとされる金額

三 事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の二億円を出資するものとする。

3 事業団は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができ

(出資証券)

第六条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第七条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第八条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 事業団でない者は、動力炉・核燃料開発事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十一条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以上及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十二条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

5 監事は、事業団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣(第四十三条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十三条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が原子力委員会の意見をきいて任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十四条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員の解任)

第十六条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。この場合において、理事長及び監事の解任については、原子力委員会の意見をきくものとし、副理事長及び理事の解任については、内閣総理大臣の認可を受けるものとする。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 事業団と理事長、副理事長又は理事(非常勤の理事を除く)との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表す

る。

(代理人の選任)

第十九条 理事長は、事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)

第二十条 事業団に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(職員の任命)

第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公務員たる性質)

第二十二条 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発(実用炉に係るものを除く)及びこれに必要な研究を行なうこと。

二 前号に掲げる業務に関する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究を行なうこと。

三 核燃料物質の再処理を行なうこと。

四 核燃料物質の生産及び保有を行なうこと。

五 核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、次の場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 海外の地域において前項第五号の業務を行なおうとするとき。

二 前項第七号に掲げる業務を行なおうとするとき。

(業務の委託)
第二十四条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

(動力炉開発基本方針等)
第二十五条 第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事業団の業務(以下この条、第三十一条及び第四十五条において「動力炉開発業務」という。)は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める動力炉開発業務に関する基本方針及び基本計画に従つて実施されなければならない。

第四章 財務及び会計
(事業年度)
第二十六条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)
第二十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十八条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日まで完了しなければならない。

(財務諸表)
第二十九条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した

決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)
第三十条 事業団は、第二十七条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(区分経理)
第三十一条 事業団は、動力炉開発業務(これに附帯する業務を含む)及び第二十三条第一項第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む)に係る経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十二条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項の規定による整理は、前条の規定による特別の勘定及びその他の一般の勘定について、それぞれ区分して行なうものとする。

(借入金及び動力炉・核燃料開発債)
第三十三条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は動力炉・核燃料開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、

その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する)のほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)
第三十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条(保証契約の禁止)の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条(外貨債務の保証)の規定に基づき政府が保証することができ

る債務を除く)について保証することができる。

(償還計画)
第三十五条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第三十六条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)
第三十七条 事業団は、総理府令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十八条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)
第三十九条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に必要事項は、総理府令で定める。

第五章 監督
(監督)
第四十条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴取及び立入検査)
第四十一条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第四十二条 事業団が解散した場合において、その債務を弁済した後の残余財産を分配するときは、各出資額を限度としてこれを行なうものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十三条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができ

一 第四条第二項、第五条第三項、第二十三条

第二項、第二十四条、第二十七条、第三十三

条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、

第三十五条又は第三十七条の規定による認可

二 第三十七条ただし書、第二十九条第一項又は

第三十八条の規定による承認

三 第三十六条第一号の規定による指定

四 第四十一条第一項の規定による報告の徴取

及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十四条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第三項、第二十三条第二項第一号、

第二十七条、第三十三条第一項、第二項ただし

書若しくは第六項、第三十五条又は第三十三

七条の規定による認可をしようとするとき、

二 第二十五条の基本方針及び基本計画を定め

ようとするとき、

三 第二十九条第一項又は第三十八条の規定に

よる承認をしようとするとき、

四 第三十六条第一号の規定による指定をしよ

うとするとき、

五 第三十七条又は第三十九条の規定により総

理府令を定めようとするとき。

(通商産業大臣との協議)

第四十五条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

ただし、その協議は、第三号及び第四号の場合にあつては、動力炉開発業務に係る事項に限られるものとする。

一 第二十三条第二項第一号の規定による認可

をしようとするとき、

二 第二十五条の基本方針及び基本計画を定め

ようとするとき、

三 第二十七条の規定による認可をしようとする

とき、

四 第二十九条第一項の規定による承認をしよ

うとするとき、

第七章 罰則

(罰則)

第四十六条 第四十一条第一項の規定による報告

を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報

告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為

をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の

罰金に処する。

第四十七条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした事業団の役員は、三万円以

下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣(第四十三条

の規定により委任された場合には、科学技術

庁長官)の認可又は承認を受けなければなら

ない場合において、その認可又は承認を受け

なかつたとき、

二 第八条第一項の政令の規定に違反して登記

することを怠つたとき、

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業

務を行つたとき、

四 第三十六条の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき、

五 第四十条第二項の規定による内閣総理大臣

第四十八条 第九条の規定に違反した者は、一万

円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第八条から第三十一条までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲

内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の例に

より、事業団の理事長又は監事となるべき者を

指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事

となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、

この法律の規定により、それぞれ理事長又は監

事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団

の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に

対する出資を募集しなければならない。

5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、

内閣総理大臣に対し、設立の認可を申請しなけ

ればならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政

府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対

し、出資金の払込みを求めなければならない。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日にお

いて、その事務を第一項の規定により指名され

た理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された理事長となる

べき者は、前項の事務の引継ぎを受けたとき

は、遅滞なく、政令で定めるところにより、設

立の登記をしなければならない。

9 事業団は、前項の規定による設立の登記をす

ることによつて成立する。

務は、その時において事業団が承継する。

2 原子燃料公社の解散の時までに政府から原子

燃料公社に対して出資された金額は、事業団の

設立に際して政府から事業団に対し出資された

ものとする。

3 原子燃料公社の解散の日を含む事業年度に係

る業務報告書、決算、財務諸表及び予算の実施

の結果を明らかにした説明書の作成、提出、公

告、送付、検査又は報告については、なお従前

の例による。この場合において、原子燃料公社

の決算の完結の期限は、解散の日の翌日から起

算して三月を経過した日とする。

4 第一項の規定により事業団が権利を承継する

場合において、当該承継に伴う登記若しくは登

録又は当該承継に係る不動産の取得については、

登録免許税又は不動産取得税を課さない。

5 第一項の規定により事業団が承継した権利の

目的たる設備又は家屋であつて、附則第十七条

の規定の施行の際同条の規定による改正前の地

方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三

百四十九条の三第十二項の規定により固定資産

税の課税標準の特例の適用を受けているものに

対して課する固定資産税の課税標準は、当該特

例の適用を受けることとなつていた期間内は、

なお従前の例による。

(経過規定)

第四十条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料

開発事業団という名称を使用している者は、こ

の法律の施行後六月以内にその名称を変更しな

ければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、

同項に規定する者には適用しない。

第五十条 事業団の最初の事業年度は、第二十六

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、

昭和四十三年三月三十一日に終わるものとし

第六条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予

算及び資金計画については、第二十七条中「当

該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団

の

設立に際して政府から事業団に対し出資された

ものとする。

3 原子燃料公社の解散の日を含む事業年度に係

る業務報告書、決算、財務諸表及び予算の実施

の結果を明らかにした説明書の作成、提出、公

告、送付、検査又は報告については、なお従前

の例による。この場合において、原子燃料公社

の決算の完結の期限は、解散の日の翌日から起

算して三月を経過した日とする。

4 第一項の規定により事業団が権利を承継する

場合において、当該承継に伴う登記若しくは登

録又は当該承継に係る不動産の取得については、

登録免許税又は不動産取得税を課さない。

5 第一項の規定により事業団が承継した権利の

目的たる設備又は家屋であつて、附則第十七条

の規定の施行の際同条の規定による改正前の地

方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三

百四十九条の三第十二項の規定により固定資産

税の課税標準の特例の適用を受けているものに

対して課する固定資産税の課税標準は、当該特

例の適用を受けることとなつていた期間内は、

なお従前の例による。

(経過規定)

第四十条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料

開発事業団という名称を使用している者は、こ

の法律の施行後六月以内にその名称を変更しな

ければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、

同項に規定する者には適用しない。

第五十条 事業団の最初の事業年度は、第二十六

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、

昭和四十三年三月三十一日に終わるものとし

第六条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予

算及び資金計画については、第二十七条中「当

該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団

の

の成立後遅滞なく」と読め替えるものとする。
第七條 原子燃料公社の解散の際現にその役員であつて、引き続き事業団の役員となるものの任期は、第十四條第一項の規定にかかわらず、当該解散の時に於けるその者の役員としての残任期間とする。

2 原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員」として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」と、「当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の成立の日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」とする。

3 原子燃料公社の解散の際現にその役員又は職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)附則第十條第二項又は第十三條第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き事業団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同法附則第十條第二項から第四項まで又は第十三條の規定を適用する。この場合において、同法附則第十條第二項中「公庫等職員」としてあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の役員又は職員として」と、「公庫等職員である」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の役員又は職員であつた

期間」と、第十一條第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」とする。

4 原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第二百二十八條第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その他の公庫等職員」として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」とする。

5 第二項又は第三項の規定は、事業団の設立の際、現に日本原子力研究所の職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十一條第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き事業団の職員となつた場合(これに準ずる場合として政令で定める場合を含む)について準用する。この場合において、その準用により適用され又は準用されることとなる国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第五項中「及び公庫等」とあるのは、「並びに日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団」と読み替へるものとする。

(原子燃料公社法の廃止)
第八條 原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)は、廃止する。
(原子燃料公社法の廃止に伴う経過規定)
第九條 前条の規定の施行前にした廃止前の原子燃料公社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(関係法律の一部改正)
第十條 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」と、「公社」を「事業団」と改める。
第十一條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」と改める。
第十二條 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号を次のように改める。
五 動力炉・核燃料開発事業団

第十三條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中原子燃料公社の項を削り、糖価安定事業団の項の次に次のように加える。

動力炉・核燃料開発事業団(動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第 号))

第十四條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中原子燃料公社の項を削り、糖価安定事業団の項の次に次のように加える。

動力炉・核燃料開発事業団(動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第 号))

第十五條 印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第二中原子燃料公社の項を削る。

第十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第二中原子燃料公社の項を削る。

第十七條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「原子燃料公社」を削る。

第七十二條の五第一項第七号中「及び日本

原子力船開発事業団」を、「日本原子力船開発事業団及び動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第七十三條の四第一項第一号中「原子燃料公社」を削り、「日本原子力研究所」の下に「動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第三百四十九條の三第十二項中「原子燃料公社」が設置する核燃料物質の生産及び加工の用に供する設備並びに「動力炉・核燃料開発事業団が設置する設備で動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第 号)第二十三條第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供するもの及び」に改める。

第十八條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「原子燃料公社」を削り、「日本原子力船開発事業団」の下に「動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第十九條 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「原子燃料公社」を削り、「日本原子力研究所」の下に「動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第二十條 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第八号中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第二十一條 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五号中「日本電信電話公社及び原子燃料公社」を「及び日本電信電話公社」に改める。

第二十二條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「原子燃料公社」を削る。

第二十三條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「原子燃料公社」を削る。

第二十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第一項第二号中、「原子燃料公社」を削る。

第百四十五條第一項及び第百六十六條第一号中、「日本電信電話公社又は原子燃料公社」を「又は日本電信電話公社」に改める。

第二十五条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中、「原子燃料公社」を削る。

第二十六条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中、「原子燃料公社」を削る。

第二十七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第三十四号中「原子燃料公社が原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)第十九條第一項各号」を「動力炉・核燃料開発事業団が動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第 号)第二十三條第一項第一号から第五号までに改める。

第二十八條 自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十條、第七十二條第一項及び第七十八條第二項中、「原子燃料公社」を削る。

第二十九條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本原子力船開発事業団」の下に、「動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第三十條 都市公団法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九條中、「日本電信電話公社若しくは原子燃料公社」を「若しくは日本電信電話公社」に改

める。
第三十一条 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。
第十條第二項中、「原子燃料公社」を削る。

理由

原子力の平和利用に寄与する高速増殖炉及び新機軸の開発を計画的かつ効率的に実施する新機軸を設けるとともに、これに原子燃料公社が行なっている核燃料に係る開発業務を統合するため、新たに動力炉・核燃料開発事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○矢野委員長 まず、提案理由の説明を聴取いたします。二階堂國務大臣。

○二階堂國務大臣 原子力基本法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力基本法の制定以来十有余年を経た今日、わが国の原子力の研究開発はようやくその基礎が整備され、原子力発電もその緒につく等、実用化の段階を迎えようとしております。ここに、わが国における原子力発電の一そうの進展をはかり、エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保するとともに、わが国全般の技術的水準の向上及び産業基盤の強化をはかるために、新しい動力炉の自主的な開発が目下の急務となつてまいりました。

このような観点から、この新しい動力炉の開発を国のプロジェクトとして強力に推進するため、関係各方面の総力を結集して、総合的、計画的にこれを進める中核機関として、別途御審議をお願いすることとしていた動力炉・核燃料開発事業団を設立することとしたしました。

なお、従来原子燃料公社が行ってきた核燃料関係の業務が動力炉開発と有機的に関連するものであることを考慮し、これを新事業団に承継させることとし、原子燃料公社は解散することとした

しました。
このような趣旨から、開発機関等に関し原子力基本法を改正することが必要となつたのであります。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。
まず、改正点の第一は、原子力の開発機関として、新たに設立される動力炉・核燃料開発事業団に関する規定を置き、原子力基本法上その設立の根拠を明定するとともに、従来の原子燃料公社に関する規定を廃止することでありまして、

改正点の第二は、特許法の改正に伴いまして特許法の引用条文を改めるなど、規定の整備を行なうこととあります。

以上、この法律案の提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、動力炉・核燃料開発事業団法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力発電は、経済性向上の見通し、外貨負担の有利性及び供給の安定性等の面から、今後、わが国経済の成長をささえる大量のエネルギー供給の有力な手段となるものとして、その開発の促進が強く要請されております。

わが国における原子力発電は、ここ当分の間は、現在すでに経済的、技術的に実証されている軽水炉がその主流を占めるものと考えられますが、資源の乏しいわが国といたしましては、今後予想される核燃料所要量の増大傾向にもかんがみ、核燃料の安定供給と有効利用をはかるため、より効率的な動力炉を自主的に開発することが、エネルギー政策上の重要課題となつていのであります。

また、この新しい動力炉を自主的に開発することは、産業基盤の強化及び科学技術水準の向上にも多大の貢献をすることが期待されているものであります。このような観点から新しい動力炉として高速増殖炉及び新型転換炉の開発を国のプロジェクトとして、強力に推進することとしている

のであります。
しかも、この開発は、わが国にとりまして、かつて経験したことのない新しい分野における大規模な事業であり、これを成功させるためには、政府はもとろん、学界、産業界等をはじめとする国の総力を結集してこれを推進することが必要であります。

このため関係各方面の総力を結集する中核機関として新たに動力炉・核燃料開発事業団を設立し、これを積極的に推進しようとするものであります。

さらに、この新しい事業団の設立に伴いまして、原子燃料公社の業務の主体をなしてあります核燃料開発関係の事業は、この新しい動力炉の研究開発と密接な関連を有するものであり、一つの事業主体が総合的に実施することが、研究開発の効率的な遂行を確保するゆえんであると考えましたので、ここに原子燃料公社を解散することとし、その業務を全面的に新しい事業団が承継して行なうこととしたしました。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。
まず第一に、この事業団は、すでに申し上げましたように、高速増殖炉及び新型転換炉という新しい動力炉の開発並びに核原料物質及び核燃料物質の探鉱、生産、再処理等を計画的かつ効率的に行ない、もって原子力の開発及び利用の促進をはかることを目的として設立されるものであります。

第二に、事業団の資本金であります。設立に際しまして政府が出資する二億円と従来政府から原子燃料公社に対し出資されておりました金額及び民間からの出資との合計額を資本金として、この事業団は発足するものであります。このほか、将来、必要に応じて資本金を増加することができるようにいたしております。

第三に、事業団の業務といたしましては、高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発及びこれに必要な研究を行なうとともに、これに関する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究、核燃料物質の生産、保有及び再処理、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうこととしております。

なお、事業団は、その業務を行なうにあたりましては、政府関係機関及び民間と密接に協力し、それらを活用していくことが必要でありますので、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従いましてその業務の一部をこれらの者に委託することができるとしております。

第四に、事業団の機構につきましては、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以内及び監事二人以内を置くとともに、非常勤理事及び顧問の制度を設けまして、関係各界との円滑な協力関係を保って国の総力を結集することとしております。

なお、事業団の業務の運営につきましては、特に、動力炉開発の業務は長期にわたる大規模な事業でありますので、内閣総理大臣が定める基本方針及び基本計画に従って計画的にその業務を行なうこととしてあります。

第五に、動力炉開発関係の業務と再処理関係の業務とに關しましては、その性格の特異性にかんがみ、それぞれその他の業務と区分して整理を行なうこととしてあります。

第六に、事業団の監督は、内閣総理大臣がこれを行なうこととなっておりますが、この法律に基づいて認可または承認等をする場合におきまして関係ある場合には大蔵大臣に、動力炉開発業務等については通商産業大臣にあらかじめ協議することとなっております。

第七に、この事業団の設立と同時に現在の原子燃料公社は解散し、その一切の権利義務は、事業団が承継するものとしたしまして、所要の経過措置を講ずることとしたしました。

その他、出資証券、財務及び会計等につきましては、他の特殊法人とは同様の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○矢野委員長 以上で提案理由の説明聴取は終わります。

ります。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○矢野委員長 科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

この際、三木喜夫君より発言を求められておりますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木喜夫 前回の理事会で大体御了承を得ておるのでございますが、準備の都合もあろうと思っておりますので、資料の要求をきょうさせていただきます。

まず、ラムダ4S一号楼、二号楼、三号楼が失敗いたしました。それに関連して技術報告書を要求していただきました。その細部にわたって申し上げたいと思っております。

まず、技術報告書は七部要求いたします。期日は六月の十五日までに出していただきたいと思っております。

内容としては、第一は、構造設計について、基本設計図と基本設計計算書を、ラムダ4Sとミュー4Sについてお願いしたいと思います。それから、失敗した点の技術的な欠陥はどこかということをお明らかにしたものを提出していただきたいと思っております。

第二は、専門家を参考人として招致して、この技術報告書を検討願うようにしていただきたいと思っております。その氏名については追って理事会におはかりしたいと思っております。

第三は、東大の生産技術研究所において、昭和三十一年から三十九年までの間に岩泉定江氏、岩泉一氏、岩泉商会に対して支出した金額、その品目、年月日を出していただきたいと思っております。

第四は、高木昇氏のユーゴ海外出張に對しまして、科学技術庁にはその計画書と報告書があるうと思っておりますので、この二つをそろえてコピーに出していただきたいと思っております。

第五は、東大がロケット部品として海外から輸入した品目の一覧表を、大蔵省関税局に要求して出していただきたいと思っております。この一覧表はあつてはおりますが、以上五点にわたりました資料の提出を要求いたします。お願いいたします。

○矢野委員長 ただいま三木喜夫君より要求のありました資料につきましては、委員長においてよろしく取りはかっています。

○矢野委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

農業の残留毒性の科学的究明に関する問題について、本日、理化学研究所副理事長住木諭介君を参考人として意見を聴取したいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○矢野委員長 この際、住木参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ、本委員会に御出席くださいまして、ありがとうございます。どうか忌憚のない御意見を述べくださるようお願い申し上げます。

なお、御意見の聴取は、質疑応答の形式で行ないますので、さよう御了承願います。

それでは、農業の残留毒性の科学的究明に関する問題について、質疑の申し出がありますのでこれを許します。石川次夫君。

○石川委員 私は、かねがね農業の人体に及ぼす影響、あるいはそれを扱う農民に対する影響といふものはおそろべきものであることを伺ってまいりました。また新聞等でも取り上げておられるわけでありまして、したがって、これは何としても大いにこの実相というものを究明し、対策を早急に講じなければならぬ、こういうことで質問の通告をいたしましたのでありますけれども、実は昭和四十一年、昨年の三月ごろ、この問題についてはかなり詳細な質疑応答があつたやうであります。したがって、私の申し上げることは、極力重複は避けるつもりでありますけれども、重複する点があればお許しを願いたいと思っております。

最初に申し上げたいのですが、終戦後、日本の農業が非常に人手不足で、増産をするということのために鋭意努力をしたその成果が、このごろになつてあつてきた原因といたしましては、何と云つても新しい品種というものがどんどん開発をされておるといふこと、それから肥料がどんどん改良されておるといふ点、農薬がたいへん有効に用いられておるといふようなことで、農業と農作業といふものは切っても切れない仲になつておるわけでありまして、そういう功績は認めらるべきであらうと思つて、しかし御承知のように、レーチエ・カーソンという女史、女の方がアメリカにおいて「沈黙の春」という書物を書きまして、これがアメリカを非常に驚愕させた、というほどではないでしようけれども、かなりの衝撃を与えたわけなんです。この「沈黙の春」という題は、私から申し上げることもないわけでありまして、けれども、最近、夏の風物にふぜいを添えるホテルがいなくなつた、あるいはトンボが少なくなつた、それからドジョウもいなくなつたというやうなことで、非常にわれわれにわびしい思いをさせておりますことも大きな問題でありますけれども、この「沈黙の春」という題の示すものは、将来は人間それ自体も沈黙せざるを得なくなるのではないかという警告を含んでのこの題名ではなかつたかと思つております。私はそういう危険性をこの農業の問題についてはくみ取ることができなわけでありまして、

ただ、私、非常に感心だと思つるのは、ケネディ大統領がこれを読みまして非常に感動いたしましたので、大統領顧問を中心とする委員会というものをつくつて、ウィズナー報告というものを真剣につ

くり上げておるわけでありませう。これはもちろんカーソン女史がこれを書いた場合に、業界から相当の抵抗があったようでありませう。あるいはまた、これはふしぎな現象でありませうけれども、アメリカにおける農務省というところの方々は、盛んにこれに対する弁解をいたしますか、そういうふうなことを行なっているような傾向があるようでありませうけれども、とにかく、ケネディが国民の生活、生命、こういうようなものを非常に考えまして、ウイズナール報告というものを提出された。

ただ、ここで注意しなければならぬのは、一番有害な薬品は一体何かといひますと、何といつても有機水銀でございます。日本で一番使われるのは有機水銀であり、その次は有機塩素剤であり、その次に有機水銀ということになっておりますけれども、アメリカではこの有機水銀剤、フェニル酢酸水銀というものは種子の殺菌にだけ使われておるのである。ほかには使われておらぬわけですから、日本では、御承知のように、いもち病という特殊な病気がある。この対策のために、日本の研究は相当進んでおりますから、このフェニル酢酸水銀というものを使うことによつて、このいもち病を排除できるという非常な成果をあげたわけでありませうけれども、アメリカでは有機水銀を使つておらない。一番有害の水銀剤を使つていない。いかにかわらず、これはたいへんなことだといふことで、政府全体が有害農薬というものを排除するということに真剣に取り組んだ。日本の場合は、残念ではありませうけれども、人が死んでから初めて有機水銀の有害性というものが取り上げられるといふことになつておるわけでありませう。水俣病あるいは阿賀野川の問題というものは、もちろん私から言ふまでもありませんが、それを除いて、たとえば昭和三十九年の統計によりますと、死者が中毒によつて十二名、これは水虫の薬からも死亡者が出ておるようでありませう。それから中毒が百七十五名、ただ、この百七十五名という数字は、保健所を通

じて正規に報告をされた数字であつて、これ以外の中毒者というものは相当の数が出てくるのではないかと、こういうことがいわれるわけでありませう。

それで、この有機水銀というのは、これらの農薬の中で最も有毒であるといふことは、だれでもが認めておるわけでありませうが、じん臓とか肝臓障害あるいはガンの原因になる、こういうことが臨床的に証明されておるようでありませう。カーソン女史は白血球の原因がこれではないかといふことを盛んに強調されておるようでありませうけれども、臨床的な研究といふものはまだはつきりしておらぬように思ひます。しかし、とにかく、これも相當な障害を与えるといふことは、これは認めるを得ないと思ひます。この微生物を殺すために、その代謝機能を阻害するといふ目的でこれが使われるのでありますが、これは同時に、正常な細胞といふものにも相當の障害を与えるのではないかと、いふこともいえるわけでありませう。

御承知のように、この農薬を使つておる農民について調べました結果が報告されておりますけれども、四二%までは、この有機水銀を使う、あるいは農薬を使うといふことによつて生ずる障害といふものを訴えております。下痢だとか、あるいはしびれたとかといふような障害を四二%までが訴えておるといふようなことであつて、非科学的な言い方でありませうけれども、ちょうど毒ガスを平気でまいておるような感じが私はするわけでありませう。

そういうことで、この急性の問題につきましては、水俣病あるいは阿賀野川の問題といふものを契機にいたしまして、積極的にこの対策を講じようといふことである。いろいろ方策もとられておるようでありませうけれども、この慢性的なものについては、まだ何らの対策もとられてないのではないかと、何らのという用語があまりありませんけれども、それで私がまず第一に伺ひたいのは、毛髪の中にある日本人の残留水銀といふのは、大体外人の

三倍だといふことが普通いわれております。外国人は一・八PPMであるけれども、日本人の場合には、大体東京の場合に六・五、東京の場合に六・五といふのは、農薬を直接かぶるわけじゃありませんから、これは残留水銀といふものを摂取することによつて毛髪の中に滞留するものである、あるいはまた、日本人が外国に行った場合には、やはり外国人並みの毛髪の中における水銀残留といふものになるけれども、日本に帰つてくると、すぐ日本人並みに一四PPMぐらゐになつてしまふ。といふことは、明らかにこれは日本人の食べる食べ物の中にこの水銀が入つておるといふことが証明されるわけでありませう。ところが、外人が日本に來た場合にも同じようにいふといふことも立証されておるようでありませうけれども、これは別に米を食べているわけではありませうから、米だけではないで、米以外のものからも摂取しているのではないかと。その証拠には、日本人ほど高くないけれども、その証拠には、日本人に來れば急に倍ぐらゐに上がつてしまふといふことが証明されて報告されておるようでありませう。

そこで、そういうふうな長い間、そういう残留毒性といふものを積み重ねた場合には、相當人体に影響を与えるのではなからうかといふことは當然いえるわけでありませう。したがつて、慢性のこれに対する障害といひますか、残留毒性といふものを続けた場合にどういふ障害が出るのか。急性のものは相當究明されておるようでありませうけれども、慢性の場合はどうなるかといふようなことについての何かはつきりした調査といふものがその後進んでおるかどうかといふことについて、これは厚生省の環境衛生局長でも、あるいは小高さんでもいふところでありませうけれども、お願いをしたいと思ひます。

○館林政府委員 農薬の中の水銀農薬は、主としてわが国ではフェニル酢酸水銀の形で用いられておるわけでありませう。すなわち、有機水銀の形であるわけでありませう。この有機水銀の形で用いられたものが人体でどのような変化をし、影響を与

えるかといふことは、前々から研究をせられておるところでございますが、動物実験等を材料に検討いたしてみますと、まず、急性の毒性といひましては、じん臓あるいは肝臓に障害を与えるといふことでございまして、長期にわたつてこれが摂取せられておりますと、無機水銀の形に変わつたものが肝臓あるいはじん臓に蓄積される。そして、もちろん相當量じん臓から排せつされるわけでありませうが、それはやはり無機水銀の形に変えられて排せつせられる、かようにいわれておるわけでありませう。

障害といひましては、先般の阿賀野川の下流に起こりました事例、あるいは水俣におきます事例と同じように、神経組織、神経系統をおかしてくる。そこに長期蓄積いたしまして、ほとんど治療のむずかしいような障害を残すといふことでございまして、その神経をおかされる範囲は、もちろん脳神経等をおかし、平衡感覚等を失はせるといふような症状を起し、視野狭窄等、眼神経がおかされる、このような症状を呈してくるわけでありませう。

○石川委員 いま局長から御説明があつたのは、急性の場合の話を言つておられるのじゃないですか。

それであつて、その答弁の中で私ちよつとふに落ちないで御質問したいと思つた事項が出てきたのでありますが、フェニル酢酸水銀といふものが、有機水銀でありませうけれども、これが体内に入つた場合に無機水銀になるという確たる何か臨床的な報告が出ておりますか。これは可溶性があるといふことは証明されておりますけれども、これが無機化するといふことの証明はつきり出ておるかどうか、この点の疑問が一つその答弁の中にありましたから、御説明をお願いしたいといふことが一つ、いま言われましたのはじん臓、肝臓等に相當障害を与える、あるいは小脳をおかし、神経を麻痺させるといふような、これはほとんど不治の病、なおらないといふ程度の、いわゆる水俣病のような形の障害が起るということでは急性

の場合にははっきりしておるわけでございます。

私が申し上げた、慢性の場合が一体どうかというところについては、世界じゅうがこの研究に取り組んでおられますけれども、何しろ日本では有機水銀というものを始めてからまだ日が浅いのであります。大量の増産の体制をつくり上げるために一ぺんにまき始めたというか、大量に使い始めたというものはごく最近のことでありまして、その影響というものは、まだ慢性的な症状というものは人体にはっきり証明されない。しかしながら、これについて何らかの研究の成果というものがあつたらば、それを教えてもらいたい、こういう意味であります。

○館林政府委員 たいだいま申し上げました、体内で無機形に変化する模様であるというところは、FAO、WHOで最近農業に関する検討が毎年国際会議が開かれて行なわれておりますが、その席におきましても論議されたところでございますが、問題は、フェニルがすべて無機形に分解されるかどうかということこれは明らかでございませんで、少なくとも無機形に一部分分解されて、それが蓄積され排せつされるということが確認されておるわけでございます。

それから、ただいま申し上げました神経系統が慢性的におかされるという点は、先般の水俣病における事例が、やはりかなり長期にわたって少量の水銀を魚から摂取しておつたということから起こりました症例等から推定いたしました、神経系統をおかされるということを申し上げましたけれども、それよりさらに微量の、今日われわれが米から摂取しておる程度のきわめて微量なものを、十年、二十年という長期にわたって摂取したら、どのような変化が起こるかということは、お尋ねのごとく、今日まで必ずしも明確になっておらぬわけでございます。

○石川委員 前段の答弁の中でも、無機化して一部排せつをされるということは私も聞いておりますけれども、これが体内にあつてはほんとに無機化されておるかどうかというところは、まだこれは

はっきりしておらないけれども、有機化されたま

まで体内に残るといふ可能性は十分に考えられる。そういうところが慢性的に続いた場合にどういふ障害を与えるかというところは、これからの課題ではあるけれども、かなり危険なものを含んでおるのではないかと、真剣にアメリカあるいはWHOあたりでも取り上げられておるわけですね。でありますから、慢性の臨床報告というものはまだ出ていないわけですが、これがもし、考えられるような形でもって慢性の症状が出たと仮定をいたしますと、これは「沈黙の春」という題目が示しますように、人間全体が、特に日本人の場合米をたくさん食べるために一億総中毒化するといふ危険性が出てきて、そのときには農薬それ自体が使えなくなるのではないかと、いふような懸念すら、極論すれば出てくるわけでありまして、したがって、こういう点についてはあらかじめ相当慎重に対処しなければならぬと思つておられますけれども、どうもこの程度まではいいんじやなかるうかという考え方、現在まで薬品の使用といふものを許可しておる、あるいは耕作者が非常に便利だ、重宝だといふようなことに負けておると思つておる、おつておるというふうな傾向が強過ぎるのではないかと、いふことを、私は非常に懸念いたしておるわけでありまして。

それからあと一つ御質問申し上げたいと思つてありますけれども、土壌の中に、これはアルキル水銀などをあまり使つておらないようでありまして、すけれども、多少なりとも土壌の殺菌用として水銀を使つておるわけでありまして、そうしますと、いふと、この未処置の場合、全然そういう薬品を使わない場合に比べて、日本の調査でもはっきりしましたことは、十五日もたつてから土壌の中の残留毒性といふものは、水銀といふものを調べてみると、いふと、全然薬を使わない場合の五十倍以上も含まれておる。その土壌から、またさらに、これは植物の中に吸い上げられるということになるわけでありまして、この土壌の中の残留毒性

というものが一体どのくらいあるかという調査は、この前の速記録を拝見いたしますと、まだ調査中であるといふような答弁になっておりましたけれども、その後進んでおりますか。農林省のどなたかひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○加賀山説明員 たいだいま御質問のございました土壌中に残留いたします水銀の問題につきまして、は、たいだいま御指摘もございましたように、昨年のこの委員会ではいろいろ御質疑いただきましたあと、鋭意調査に励んだわけでございまして、まだ最終的なはっきりした結果は出ておりません。調査中でございます。

○石川委員 これは四十一年の三月に調査中といふことなんですね。これは、むずかしいのかどうか、私は専門家がわからないからわかりませんが、きわめて大きな問題として、外国はもちろんで、日本でも特に重要な課題だといふことで取り上げておるのに、もう一年以上たつておるわけですね。けれども、まだ調査結果が出ないといふのは怠慢じゃないですか。これは私は非常に残念だと思ひます。この土壌の中の残留毒性といふものはどのくらいあるかということが、これから進める話の基本になると思つておる。それが、あれだけ大きく国会で取り上げられ、新聞でも取り上げられた問題について、一年たつてもまだ調査中でございますといふのは、私は怠慢過ぎると思ひます。それは、結果が出ないものは出ないとして、いつごろわかりますか、この結果は。

○畑井説明員 たいだいま参事官から御説明のように、土壌での完全な分析はまだ終わっておりませんが、研究所で灌水状態にいたしましたところで有機水銀、たいたいのフェニル酢酸水銀を入れて経時的な経過を見てまいりますと、大体ポット試験の灌水状態では、二十五日後にはほぼ十分の一になった、そこまでは明確に出ておりますが、その先はまだ調査中でございます。

○石川委員 たいへん調査のやり方が緩慢だといふことだけ重ねて申し上げておきます。いつできるかということについてはまだ御答弁がないよ

うであります、これはまだできるだけ早くとい

うか、早急にこれを調べて、それがまた植物に対して——滞留した土壌の中の残留毒性といふものが、さらに植物にどういふふうに影響を与えるかという点については、やはり精密に調べる必要があると思ひます。そういう点でぜひ調査を急いでもらいたいといふことを申し上げておきます。去年の三月の会議録を拝見しますと、米の中の残留水銀の調査といふものはまだわからない、こういう答弁のようであつたわけでありまして、その調査でこれがおわかりになつたのではないかと思つておるわけですが、米の中の残留水銀——玄米といふものはたいへん日本人の体質に合う、栄養になるといふ喜んで食べておられる方が私の身近にもたくさんありますが、特にぬかの中に残留水銀が多い。したがって、精白して食わなければならぬといふ議論が新たに残留水銀の問題から出てきておるわけですが、それは別といたしまして、米の中の残留水銀の調査は一体どういふふうになっておりますか。

○畑井説明員 現在玄米中では、水銀剤をまかなの場合には○・五PPM、それから通常有機水銀剤を二回散布いたしますと○・二PPM残るといふことが確認されております。

なお、ただいまぬかのお話がございましたけれども、そのうち白米にいたしますと約五〇％が白米中に残る。それから、ぬかには約五〇％近くが残る、こういう研究結果でございます。

○石川委員 そうしますと、たいへん玄米食が普及される傾向でありますけれども、こういう学者のはうの立場から言わせると、残留水銀が相当多から玄米を食べてはいかぬといふような話も、またここにその根拠があるわけですね。それからまた、中には無機化するのはないかといふような意見もあるわけですね。私は、可溶性、溶けるといふことはわかつておりますけれども、この米の中の残留水銀につきましては、これは無機化して残るのではないかといふような見方も一つあつたようであります、その点の調査は進んでおりま

すか。

○畑井説明員 はっきり無機化するというよりも、フェニル酢酸水銀が別な形態になるらしいというところまでわかっております。

○石川委員 とかく、農林省あたりの調査を見ますと、はっきり出ておりませんが、どうも無機化するんだとか溶けるんだとかいうふうなことで、フェニル酢酸水銀の害というものはたいして大きくはないんじゃないかなと思うような書き方をしている向きが多いようでございますが、まだはっきりした証明は成り立っておらぬ。やはり有機化したまま残っているといったほうが私は妥当性があるんじゃないかと思う。

こういうふうな見方で水銀の問題は取り組んでもらわなければならぬと思うのでありますが、それは別といたしまして、そういうふうに見てまいりますと、慢性的な症状というものはどういった形で出るかというふうな証明は、まだ成り立たないけれども、世界全体の風潮といたしまして、この有機水銀を含めて、たとえば有機塩素剤についてもそうなんでありまして、アメリカあたりでは、ウィズナー報告によりまして、成人一人当たりアメリカ人の場合は百から二百ミリグラムを体内に持つておるといことで、この対策を何とかしなければならぬと述べておる。しかし、日本では有機水銀の急性の何と云いますか、それによるところの水俣病、その他の問題については非常にきゅうきゅうとしてこれを考えておるようでありまして、アメリカあたりでは、慢性のものを非常に警戒をし、いまだ何と云う対策を立てなければならぬ、こういう考え方で取り組んでいるのです。

それにつきましても、どうも農業を許可する方針の基準、これが非常にルーズだと私は思うのです。いまのところは、どういふふうな農業の許可をするというか、許可の基本方針、それをひとつ聞かせてもらいたい。

○加賀山説明員 ただいまの御質問でございますが、新しい農業がでますと、メーカーのほうから、その許可の申請があるわけでございます。それに対しては、御承知のように、農業取締法という法律がございまして、それに基づきまして、向こうから提出させるいろいろな材料がございまして、その中に、特にいま御指摘がございまして、毒性と申しますが、そのものにつきましましては、非常にきびしい規定を設けておまして、そういう申請がございまして、農林省のほうで判断をいたしまして、あぶないというものにつきましましては、厚生省のほうにお願いをいたしまして、その毒性等についての検査を行ないます。その間、申請のございましたメーカーに対しては許可をしない、そういうふうな方針でございます。必要な材料が集まりました場合には、それによってその内容の改善を命じまして、それがもしできない場合は、それを却下してしまふ、そういうふうな方針をとっております。

なお、農業の場合には、どのくらいの毒性があるかということも非常に問題でございますが、それをどのように使うか。やはり農家が使う場合のいろいろな使用基準と申しますが、そういうものがたいへん重要になってくるわけでございまして、そういうものにつきましても、末端の農家の方々が使う場合に、できるだけ使用に間違いがないように、その使用方法等についてもこまかい表示をいたすように、法律をもって定められておるわけでございます。

○石川委員 農林省のほうの答弁をいただきましたけれども、これは毒性だということになった場合に、厚生省のほうに回す、厚生省のほうでそれを認定するということか、調査するということになっておりますね。厚生省のほうはどのような基準でこれを許可するのか、これはよろしいという認定をいたしますか。

○館林政府委員 一般薬品、そのほか添加物類等、一般の人体に対する毒性が懸念せられるものに対する毒性の配慮というものは、従来やりますれば、急性毒性あるいは悪急性毒性を考慮して、毒性の検定配慮がなされてきておるわけでござい

まして、従来農林省から農業の毒性を調べてはしという御依頼に基づいた調査は、直接それをまいた農民、あるいはそれを扱う人々に対する毒性が主として配慮されておったようなわけでございまして、それがまかれ、食物に移り、食物に長い間残って、慢性毒性を引き起こすかもしれないというような長期の試験というものは、従来はあまり問題となつておりませんし、主としてただいま申しましたような急性毒性、亜急性毒性等の調査を国立衛生試験所等に依頼しておるわけでございます。

○石川委員 農林省は、そういう毒性のある場合には、厚生省に回して、厚生省で認定をする。厚生省は急性のものだけに認定をする、慢性のものについてはほとんど認定はしておらない、こういう御答弁です。そうしますと、われわれがいま非常に懸念している急性のものについてはさうさん騒いでおりまして、これには私はあえて触れませんが、慢性中毒化するのではないかと、う懸念に対する配慮は全然払われておらないわけ

です。そこで、農業取締法を見ますと、第三条第三号で「当該農業を使用するときは、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に著しい危険を及ぼすおそれがあるとき」とのことには許可しない、登録をさせない、こうなっております。この程度のものではたしていいかどうかという問題です。これは非常に問題だと思ふ。これ以上の基準が厚生省のほうに何かあるかもしれません、いまの御答弁では、慢性のほうではなく、急性のほうだけのようなお考えのようでありますけれども、アメリカではWHO、とFAOの昭和三十七年の警告、これは御承知かと思いますが、フェニル酢酸水銀の人体への許容量というものは、人体一キログラム当たり〇・〇〇〇〇五ミリグラムです。これはほとんどゼロです。ゼロでなければいかぬということと同じことなんです。こういうきびしい制約を加えなければならぬという警告を発しておるわけです。

それから、アメリカでは、白ネズミの二年間、大などの一年間、これだけの実験をやつて、そうした上で許可をする。もちろん、その過程の経過措置として、三カ月間ぐらいの実験をして、これはたいしていいじようぶだろうということ、かりに免許を与える。その上で、いま言ったような二年間、一年間という動物実験というものを継続的にやつた上で、初めて正式の許可をする。これだけ慎重な対策をとっておるわけです。日本の場合はちょっと緩慢過ぎるのではないですか。この点について厚生省はどうお考えですか。

○館林政府委員 これはただに農業の面のみでなく、従来からやりますれば急性ないし亜急性毒性に対して、主として注目されておまして、長期慢性の中毒に対する配慮が必ずしも十分でなかったという点は、御指摘のとおりでございます。その点は、一般薬品、添加物等すべてそういう点があったことは、御指摘される事柄だと思ひます。

ただ、これはこういう技術的な問題も含んでおるわけでございまして、これらのものの長期試験をする場合には、動物そのものをきわめて長期に生存させる技術的な配慮が必要なのでございまして、従来の日本の技術水準では、動物を二年以上飼育するということは非常にむずかしいわけでございまして、最近はいさやうくそういう技術も発達いたしまして、長期試験が可能になったというところで、近年はすべて長期の配慮をいたしておるわけでございます。

お尋ねのような農業に關しまして、現行法では、もしも危険であれば食品衛生法によつて販売を禁止はできますけれども、一たんまかれたものの販売を禁止するということはゆゆしい問題でございますので、許可をする前に、そういう配慮をすることは当然必要でございまして、私もとしまして、今後は農林省と十分打ち合わせの上で、そういう危険な慢性毒性を起しそうな農業が販売されることのないような配慮が必要かと思つております。

○石川委員 いまだいへん慎重な前向きな答弁を
いただいたんですが、現在そうなっておらないと
いうことが問題です。これは科学技術庁長官、両
方の調整をとるために、考えてもらいたいん
です。

これは、アメリカあたりでは、たとえば有機塩
素剤は牧草地に絶対まいはいけない。それから
イギリスでは、有機塩素剤の同類は農業には絶対
使わない、こういうきわめてきびしい態度で臨ん
でいるわけなんです。このことは、それを使うこと
によって、農民それ自身が一番大きな影響を受ける
わけでありまして、それが食料の中に残留
毒性として加わる、それが人体に入ること
に對する国民全体、人類全体への影響というものを
考えて、きわめて強い措置に出ているわけ
です。これは、外国でも慢性毒性の臨床実験の結果
というものはまだ出ていないわけなんです。しかしな
がら、これが慢性化したらとんでもないことになる
し、また、そういう可能性が十分にあるのだと
いうことを考えて、こういうふうな方針をとって
いるわけなんです。したがって、私は、この急性のこ
ともさることながら、慢性中毒化するというよう
なことも含めて外国のいろいろな実例、WHOな
んか、先ほど申し上げたように人体の摂取許容量
というものがほとんどゼロでなければならぬ、こ
ういうようなきびしい基準というものがあつてい
るわけです。この国際的な基準というものを少なく
とも準用して、これと同じような許可水準でなけ
ればならぬということが、いまここで定められる
のじゃないですか。いまこの委員会が直ちにとい
うことはあえて申しませんけれども、このくら
いのことをきめなければならぬという世界の趨勢
であるとするならば、日本でもそのくらのきび
しい態度でもって臨まなければならぬということ
にしなければならぬ、それはないかと思うので
すが、この点ひとつ科学技術庁長官の御意見を伺
いたいと思います。

○二階堂國務大臣 農業の有毒性、農業の人体に
及ぼす影響は、いまお述べになりましたとおり、
いろいろなところに問題があるようでございま
す。また、農業を使用する基準につきましても、
今後慎重に検討をいたしてみたいと考えておりま
す。

○齋藤(憲)委員 関連。ただいま石川委員から有
機水銀の体内における残留毒性について御質問が
ございまして、御答弁を拝聴いたしましたわけであ
りますが、これは、私、国会におきません昨年の三
月九日と三月三十日のこの委員会において、ずい
ぶん深刻に農業の毒性について論議がかわされて
おります。ただいま御答弁を伺っております。こ
も、体内に残留した有機水銀ないしは無機水銀の
残留分を直ちに除去して、もとの健康体に復する
という方法はなかなかないようでございまして、こ
れは一体世界的に何か研究が行なわれ、何か見通
しがいつておるか。それをひとつ……。

○錦林政府委員 やや慢性的な水銀中毒の発生し
た一つの事例として水俣病があります。この水俣
病の治療でいま先生のお尋ねの、いかにして体内
に蓄積したものを排除できるか、すなわち治療効
果をあげるかということ、ずいぶん苦心をいたし
ました。各種の治療を試みたわけですが、
熊本県で、いまから十四年ほど前に発生いたしま
した水俣病の治療はほとんど成功しなかった。す
なわち、いかなる手段を講じて、一たん水俣病
にかかってしましますと、細胞の変化が起こりま
すと同時に、体内に蓄積した水銀の排せつを相当
促すような薬を使うのでございまして、どうも治
療効果があがらなかった。今回の阿賀野川の下流
における水俣病の発生に際しまして、新潟大学が
総力をあげてこの治療に取り組んだわけであり
ます。ベニシラミンあるいはアルファメルカプト
プロピオニールグリシンというような新しい薬を用
いまして相当治療に努力をしたわけですが、
今回は前回の水俣病よりは治療効果はある程
度進みましたけれども、依然として、一たん蓄積
したものを排除するというのは容易でないという
状況でございまして。

○齋藤(憲)委員 きょう参考人としておいで願
い

ました住木博士は、馬鹿苗病菌の研究をされて、
シードレスのブドウ、すなわち種なしブドウをお
つくりになった大家であるということを記憶いた
しておるのであります。

これは委員長にお願いしておきたいのでござ
いますけれども、春年、通産省の発酵研究所で、水
銀を食う菌というものを発見したというので、こ
れを発表いたしました。世界的な反響を呼んだこ
とを私は知っておりますのであります。私も、水
銀を食う菌というものがおるということにな
ると、これは微生物の世界に非常に大きな進
展を見出すべきものであるということ、わざわざ
発酵研究所に二回見に参りました。だいたい大規
模に増殖を計画いたしております。白い集落を
つくるのと薄い桃色の集落をつくるのと二種が発
見されております。はたしてこれをその後動物実
験したかどうか、体内に残留した毒性にこの水銀
を食う菌を応用してその残留水銀の排除に成功し
たかどうか、あるいは予算がないからそのままに
しておるかと思うのであります。もしそういう
ことで体内の水銀排除に役買うことができれ
ば、ある意味においては進歩を来たすのじゃない
か、こう思うのであります。ひとつその資料を委
員長の名において通産省の発酵研究所から取り寄
せていただきたい。それを見ました上でさらにま
た、もし効果ありとするならば、科学技術庁には
そういう研究に対する調整費があるのであります
から、大いにそういうところを活用して、広く残
留毒性の排除というように役に立てたいとい
うかと思っております。これはひとつ委員長に
お願い申し上げます。

○矢野委員長 ただいまお申し出のあった資料に
つきましては、委員長において取り計らいたいと
思います。

○石川委員 去年の三月三十日でしたか、こ
の科学技術特別委員会におきまして、「農業の残
留毒性の科学的究明及び対策樹立に関する件」と
いう決議が行なわれた。そのときの会議録を拝見
いたしますと、有機水銀の場合の急性毒性という

ことを主として対象とした対策であろうと思うの
でありますけれども、ともかくアルキル水銀ある
いはフェニル酢酸水銀というものは使わせな
いにする、大体昭和四十三年に使わせないめど
もって対策を考へるというふうなことをおっ
しゃって進んでおりますか、農政局からひとつ御説
明願いたい。

○加賀山説明員 昨年の三月三十日の本委員会の
決議をいただきました。農林省としては直ちに
事務次官通達をもちまして、ただいま御指摘の
ございまして、要するに三年間で、
昭和四十一年、四十二年、四十三年で完全に水銀
剤のいもち病に對する使用をやめる、そういう指
導を現在やっておりますが、四十一年の結果を申
上げますと、約四〇%まで非水銀系の農業に切
りかえたというふうになっております。四十二年
度はこれを六〇%ないし七〇%まで切りかえるよ
うに現在努力中ではございますが、四十三年度には
それを一〇〇%まで持っていきたい、そのよう
に考えております。

○石川委員 念のために伺いますけれども、四十
三年は一〇〇%にできる見込みがあるかどうか。
ということ、やはり農民は使いたくないもの、し
かも、これが非常によろしいのだということが頭
にこびりついておられますから。
それとあと一つは、使わせ方、使用法が非常に
問題だということで指導されておるようでありま
すけれども、農民というものは、なかなかその使
用法どおりには使わない。ゴムの手袋を使うと
か、終わったあとから石けんを洗えとか、いろ
いろなことを指示してはありますけれども、現実の
問題としてはなかなかそういう使い方はしておら
ない。それは非常に残念であるが、現実の姿とし
て認めなければならぬ。そういうふうな結果か
ら、先ほど申し上げましたように、使っている人
の四二、三%までがある程度の農業を使ったこと
による障害を訴えるということにもなっております
ではないか、こう思うのでありますけれども、こ

の四十三年に必ず一〇〇%にするのだという確固たる見通しはありますか。

○加賀山説明員 われわれが仕事をいたします場合は、目標を立てて年次計画でやってまいりますが、特に農業の場合には、農業をつくる側の問題も一つございまして、ただいま御指摘の農業を使う側の問題もございまして、四十三年に一〇〇%目標としたしておりますけれども、また、それに対してできる限り達成するように努力いたしたいと考えておりますが、はたして一〇〇%になりますか、それは今後のわれわれの努力いかんというところになってくるかと思いますが、特に末端の農民の方々がこれまでの農業を使いながらおられるというところは、ただいま御指摘のとおりでございます、なかなか新しい農業に切りかえがたいという、そういうふうな習慣と申しますか、使われているという問題もございまして、末端におります農業改良普及員なり、あるいは病害虫防除所という所を各都道府県に置いておられますけれども、そういうところの職員も総動員いたしまして、かつ各団体の末端の職員等も動員いたしまして、徹底して、そういうことがPRされるように努力を現在払っております。

ただ、たとえば小粒菌核病というような病気がございまして、これに対しては、現在やはり水銀剤が一番よく申します、水銀剤以外の非水銀系農薬というのはなかなかききがいという点もございまして、これは栽培のほうの改良と申します、カリ肥料というものの関係がだいぶ高いわけではございまして、やはりそういう地帯におきましては、栽培のほうから施肥法の改良を行なうことによって、できるだけそういうふうな病害が出ないような努力もあわせてやってまいりたい、そのように考えております。

○石川委員 まだ、一〇〇%ということは努力目標、こういうことで御答弁をいただいたわけですが、先ほども申し上げましたように、有機水銀というのは急性毒性があるということは、これははっきりしておる。したがって、これはすぐにで

もとなければならぬ。どうも、一〇〇%という目標でありながら、なかなかそこまで達するかどうかからぬというふうな気持ちを含めた御答弁のようで、私は非常に残念だと思ふ。

と申しますことは、アメリカあたり、あるいはイギリスの例によりますと、有機水銀剤ではない、それよりも毒性がはるかに弱いと思われる有機塩素剤それ自身が、たとえばドリリン剤なんかは絶対に使わせないというところのはっきりした方針を立てて、将来の国民の健康を守るという態度に出ていることから比べると、ちよっと日本の場合には差があり過ぎるんじゃないかという気がするのです。

やはり水銀剤というものは、四十三年にははっきりやめさせるといふような態度でぜひとも臨んでもらわなければならぬ。そういう意味で、私はきょうは農政局長にぜひ来てもらいたかつたわけでありまして、参事官からぜひそのことを強く要請をしておいてもらいたいと思うのです。これは、農民も使いやすいということも確かです、使いたというところもありません。しかし農民それ自体も、これによって非常に有害な症状が出ているというところは現実には示しているわけでありまして、これは農民の立場を守るということも含めて、農民の使いやすい、農民の要請が強過ぎるというところに負けないで、あるいは一説にいわれるように、業界からの圧力が相当あるのじゃないか、したがって、一ぺんにできないんじゃないかというふうな誤解を払拭する意味でも、これはぜひ四十三年には一〇〇%水銀を切りかえるという覚悟でひとつ取り組んでもらわなければならぬ。これは強く要請をしておきます。

それから有機水銀剤をほかのものに取りかえるという場合に、住木先生がお話になっておられますけれども、これは前からお話がありますように、日本の抗生物質の研究というものは相当進んでおるわけでありまして、そういうことで住木先生なんかが一生涯努力をされた結果、プラストサイジンあるいはカスガマイシンというふうな

ものが相当大量にできるようになってきた。しかも、これはプラストサイジンとカスガマイシンというものは、同じ設備でもって両方かねて用いることができるというふうな利点もありまして、相当大量にこれができるという可能性もある。ただし、前の会議録を読んだ限りにおきましては、大量生産といつても、そう大量につくっておらない。いまのところは値段が若干高い。たとえば十アル当たり百七十五円で済むところが、二百円から二百二十円くらいする。しかしながら、これは大量生産をすることによってカバーできるのではないかというふうなことを御答弁なさっておる。したがって、これは住木さんであるかどうかはつきりいたしません、そういうふうな答弁といひますか、そういうふうなお話がこの前の会議録に載っておったように思ふのです。その点、住木さんからその後の経緯を御説明願いたい。ということはおきましては四〇%、四十二年は六〇%から七〇%くらいまで水銀を使わせない方向に行きつつある、それに代用しておる部分が相当多いんじゃないかと思ふので、その辺のいきさつをひとつ御説明いただきたいと思います。

○住木参考人 ただいまの石川委員からの御質問でございますが、大量生産すれば安くなると言つたのは科学化学の久保参考人でございまして、私ではございません。

私、工場のことにはあまりよく知りませんが、たとえば、それはつまり培養法が改良されれば、たとえばたまたま一ミリリッター当たり単位といたしまして二千単位出ておるとしますれば、それが培養法の改良によりまして四千単位出れば、それが値段は半分になる。これはいままでのペニシリンとかストレプトマイシンとか、そういう抗生物質の製造経過から見まして、私もそれは学者としてうなずけると思ひます。それから安くなると思ひますが、ただ日本におきまして抗生物質製造会社はどういうふうなところを取り扱って——やりたい会社もありまして、やりたくない会社もありま

しょうが、そういうふうな点は、これは会社の利益によつて、利益のために会社が考えるということとございまして、私としては、いまの日本の抗生物質をつくらせておる大きな会社であれば生産はむずかしくない、こう学者として考えております。

御返答になったかどうかわかりませんが、もし……

○石川委員 去年の三月の科学技術の委員会では、プラストサイジンとカスガマイシンは原体として百四十五トン、これは粉剤に直して十四万五千トン大体製造能力がある、したがって、いま言ったような技術改良というものも含めて大量生産が可能であるし、また安くなるであらうというふうなことが会議録には載つておるわけでありま

す。

農林省の方に伺いたいのではありませんが、この六割くらいまで使う、水銀をやめて、ほかのものに切りかえるという目標でやっていくというその代用——代用といつてはたいへん失礼でありますけれども、日本でつくられた優秀な、これにかわるべき農薬というものは一体どういうふうになっておりますか。

○加賀山説明員 それにつきましては、ただいまいろいろと検討しておるわけでございますけれども、現在申し上げられる段階のものといひまして、また、普及いたしておる段階のものといひましては、ただいまお話がございましたプラストサイジンとかカスガマイシン、要するにこういう系統の抗生物質を使ひましたものが一つございまして、それからもう一つは塩素系のものがございますけれども、PCPバリウム、それからPCBA、これはプラスチンと申しております。それから、PCM、これはオリゾンと申しております。それから、CPA、これはラブコンと申しております。こういった塩素系の薬剤、それからもう一つは燐系のものがございますけれども、EBP、これはキタジンと申しております。それからIBP、これはキタジンPと申しております。そ

それからEDDP、これはヒノザンと申しております。それからESBP、これはイネジンと申しております。それから、このように抗生物質系統と塩素系のもの、磷系のもの、かような低毒性のもの、水銀に關係のないものを普及してまいりたい、そういうふうにご考えておるわけでございます。

○石川委員 こういうふうな抗生物質系統を主として、大体有機水銀にかわるべき、かなり効力が國際的にも認め得るような、そういう新しいものができるといふことになるれば、これは輸出も可能だといふことになるわけですね。と申しますのは、これは科学技術庁長官に申し上げたいのでありますけれども、農薬の新しい研究をやるために、理研では五つの研究室を置いてこれに充てられているというので、非常に積極的な姿勢を示しておられるようで、私も非常に喜ばしいと思っております。

ところで、この新しい農薬をつくるということは、言うまでもなく、いままでも申し上げましたように、毒性を排除するという目的の一つある、それから水銀というものは、非常に貴重なものであり、農薬に使う水銀というものは全体として四百トンくらい毎年輸入しておるわけであります。これは原子力の關係や何かでもって、貴重な資材としてほかに転用できるということもひとつ考えていかなければならぬ、こういうこともあると思ひます。と同時に、外国から入ってくる技術ばかりをまねして現在まで農薬というものはつくられておったという傾向が強いと思ひますけれども、さて、これはほかの技術にも言えるのでありますけれども、外国から入ってきた技術をもつて農薬をつくって、これを輸出しようと思つても、その技術を外国に輸出することは相ならぬといふことになつて、国内だけでいふことで大量生産が一部はばまれているといふこともあるわけでありまふ。したがつて、これはいわゆる日本の自主開発といふべきか、そういうことで、この農薬の方面は大々的に開発をするといふことを通じて、日本人の健康を守るといふこともさることながら、

輸出産業のほうにもこれを持つていくことができないのではないかと。いふことは、いま申し上げましたように、塩素剤の問題にしても、水銀の問題にしても、かなり有害であるといふことは、國際連合機関であるWHOあたりからはっきり警告が出されておるわけでありまふ。ほとんどゼロでなければならぬといふところまでいけば、どうしてもこれにかわるべきものが必要だといふことになりまふと、これは大いに輸出の可能性が出てくるといふことも含めて、外國の技術を導入するのではなくて、日本の自主開発の道でこの農薬をどんどんつくり上げていくといふことに積極的に取り組んでもらいたい。これは現在もかなりな程度これに積極的に取り組んでおるようでありまふから、さらにこのことを日本の技術で日本の農薬をつくるということにひとつ力を尽くしてもらいたいといふことをお願いしておきますけれども、この新しい農薬の中で、これは佐木先生がおわかりになればよろしいのであります。ちよつと専門外かもしれませんが、天敵によつて害虫を駆除するという問題、あるいは害虫を不妊にさせるというふうな特殊な薬ができたといふふうなことも聞いておるのですが、そのほうの研究の成果といふのは、ついででたいへん恐縮ですけれども、あわせてひとつお教を願ひたい。

○佐木参考人 日本では、ようやく天敵とか、あるいはたとえ性的誘引剤、セックスアトラクタム等を用ひまして、雄か雌かどちらかを集めまして、そしてその一方にコバルト六〇を照射しまして、交尾はするけれども卵を産まないといふような方法もやっております。あるいは、えさの中に虫なら虫が好むものをいれまして、そしてそこへ集めてそれを食べて殺すという方法、あるいはまた、雑草駆除になりますと、あるこん虫をさがしまして、その雑草だけは食べるけれども、農作物には害を与えない、そのようなこともあります。あるいは、大体こん虫は変態と申しまして、卵から幼虫になり、サナギになり、それから成虫になりますから、そのときに大抵特殊のホル

モンがございまして、そのホルモンがなければ、たとえばサナギは脱皮することもできない、そういうふうなものを与へまして、そしてその繁殖を防ぐといふようなことなど、あるいはバイラスを用ひまして、微生物をそのバイラスでこわしてしまふといふようなことなどが、日本としてはよく研究の緒についたばかりでございまして、アメリカではこのうちの三つくらいはすでに実行に移されております。御返答をいたします。

○石川委員 そういうふうな各方面にわたる技術を駆使いたしまして、これを開発していただいて、ぜひそういう害虫駆除というところについて前進をしてもらいたいと思ひますけれども、御参考までに申し上げますと、ちよつと資料は古いのであります。一九六五年、アメリカの農務省の予算の中で、農薬を中心としての害虫防除予算といふのが六十億圓とてあります。これはたいへんな予算です。これは使ひ切れないうつて悲鳴を上げていられるという話も笑ひ話みたい聞きましたけれども、そのくらい積極的に新しいものを開発していくことに非常な熱意を示しておる。

これはやはり日本人に限らず、どこの人も食べものを食べなければならぬから、そういうものについての増産といふことも、しかも、害がないといふことのための対策といふものを含めて、これは非常に積極的に取り組んでおるのでありますけれども、先ほど申し上げましたように、日本の農薬の許可基準といふのは、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に著しい危害を及ぼす場合だけ、こういうふうな限定になっておるといふことは、世界の趨勢からいって非常に立ちおくれしておると思ひます。

こういう点から、科学技術庁長官などもひとつ中に立っていただいて、世界の傾向といふものは、こういうものについてはきわめて熱心に、積極的に、非常に慎重な長期計画のもとに、何とか有機水銀あるいは有機塩素剤を排除するといふかまえて、水銀剤の人体に及ぼす影響も慢性化する危険

が多いだけにいまから排除していこう、こういう積極的な取り組み方をしていくといふときに、ひとり日本は立ちおくれしているといふ点をお考えいただいて、これはゆるがせにできない問題でありまふから、ぜひひとつこれは内閣としても積極的に取り組んでもらいたい。こういう問題についてはどうなんでしょう、科学技術庁長官としては勧告権といふものは発動できないものでしょうか、ひとつ参考までに伺ひたいのです。

○二階堂國務大臣 勧告権があるかどうか私はよく存じませんが、しかし、いづれにしても、先ほどからお話がありまふとおりに、農薬の使用基準につきましては、關係各省ともよく連絡をいたしまして、人体の被害をできるだけ少なくするように積極的に検討を進めてみたいと思ひます。

○石川委員 そこで、現在農薬による危害防止月間といふのが行なわれておるわけですが、これは厚生省が中心で、農林省は中心になっておりませんか。厚生省だけでですか。

○加賀山説明員 ただいまの農薬の危害防止月間は、厚生省と農林省とそれから都道府県が一緒になつてやっております、そういうことであります。

○石川委員 そこで、そのやり方を見ていまして痛感したのでありますけれども、これは、それを使うと農民に対してこういふふうな害がある、あるいはそれが土壌の中に入り、作物の中に入り、人体に入つて、人間の健康を著しく脅かすおそれがあるのだといふふうなことには、あまり重点が置かれておりません。ほとんど、その農薬をいかにして安全に適正に管理するかといふようなことが重点になつて行なわれているように思ひました。これは、これは使つてはいけないのだといふ遠慮があるのかどうかかわかりませんが、その辺は、これは使つてはいけないのだといふふうなかまえてやらないことには、来年は一〇〇％有機水銀を排除するといふ考えとマッチしてこない。使つてもいいけれども使ひ方が問題だといふような形、あるいはその管理をどうしなければなら

らぬというように重点を置いたやり方で、使つてはいけないのだ、来年はこれにしろ、こういう前提で指導しておるような姿にはむしろ見えないのですが、この点はどうか、これは厚生省と両方で御答弁願ひたい。

○加賀山説明員 たいま御指摘になりました点につきましては、もちろんそういうことを背景にもしまして指導したしておるわけでございまして、先ほどから何回も申し上げましたように、ある一定の計画で切りかえていくということもございまして、また、農家側といたしましては、使いやすさという点もございまして、古い薬を切替えていくという現実が現に存するわけであります。しかし、われわれのほうの指導の体制と申しますか、基本的な態度は、やはり悪いものは悪い、新しい、そういうものを含んでいいものに切りかえていくのだということを基本的な姿勢として出しております。ただ、それが末端まで十分に行き渡っていない、あるいは末端で指導したします場合にはそれが十分でないという、そういうことについては御指摘があったわけでございまして、その点等につきましては、さらに注意いたしまして、そのような方向でいきたいと思っております。

○館林政府委員 厚生省として農業に処する法的な規制は、従来毒物及び劇物取締法を主軸に考へてきておったわけでございます。したがって、先ほど御説明いたしましたように、これが直ちに毒性を発揮する急性、亜急性というふうな配慮をいたしておったわけでありますが、別個の観点から、やはり慢性的な配慮もする必要があるということで、現在の法規制でいけば食品衛生法上危害を及ぼすおそれがある食品を売ってはならないというところから、残留農薬の非常な多いような食品は売らせない、こういう措置はとれるわけであります。しかし、そういう形で法規制というところでなくて、あらかじめ農薬の開発、新規許可というふうなときにそのような配慮をすることが最も望ましいわけでありまして、近年農林省と十

分話し合いをいたしまして、慢性毒性も農薬の許可にあたっては配慮してもらふようにということとで話し合いが進められておるわけであります。既存のものに対する配慮は、そのような観点から指導をしていただくということにできるだけ努力をしてまいりたい、かように思っております。

○石川委員 蒸し返しのように恐縮でございますが、WHOあたりでは、フェニル酢酸水銀というものはほとんど残留させてはならない、こういうような基準が国際的に定められておる。これに非常に熱心なのはアメリカとオランダのようであり、きめられておるそういう国際的な基準が一定あるわけですね。そういう基準から推して、これは慢性、急性を含めての人体に対する影響というものを考慮した上でそういうものがきめられたと思うので、そういう基準というものを早急に日本にも適用する、そういう考えはありませんか。

○館林政府委員 御指摘のように、近年FAOとWHOが共同で残留農薬の許容量といいますが、人体に害を生ずる基準というふうなものを検討いたしております。各種の農薬についてすでにその許容量はWHOで話し合いがまとまった状況でございます。中には、まだまだこれから検討が進められるというものもあるわけであります。そのままとしたものの一つに酢酸フェニル水銀がございまして、御指摘のようにこれは〇・〇〇〇五PPMが許容量の限界である、このような意見が出ておることは御指摘のとおりでございます。それを実際上運用すれば、ほとんどゼロに近いというところでございまして、もちろん悪い例もないわけではなくて、許容量がきめられておる国の中にはオーストラリア、ニュージーランド等はそれよりはるかに高い許容量を現在でも許しておるという状況でございますが、わが国としては、あくまでもこのWHOで各国が承認をいたしました基本線の方向に近づけるように農林省にも御協力をお願いいたしまして、その方向で農林省にも御協力いただけるというふうな方向で、いま農林省としてもせっか

く水銀農薬の適正な処理ということを御配慮いた

だいておる、かように承知いたしております。

○石川委員 いま水銀農薬というお話がございまして、水銀農薬だけじゃないですよ、私の申ししておるのは、燐剤の場合もあるし、塩素剤の場合もあるわけですね。そういうものも含めて、ひとつずつ早く早急と言いますけれども、先ほど来話を伺っておりますというところ、どうもわれわれ、ほんとに国民の立場を考へてものを考へておる立場とはちょっと違うような、ちょっと緩慢のようには思ふのです。何とかこれを早急に——国際的な基準があり、それから先ほど来申し上げましたように、米国では白ネズミが二年間、大などは一年間という動物の実験をやつて、慢性中毒であるかどうかということを実験をした上でなければ正式に許可しない。登録は認めない。まあ仮免許はしますけれども、その結果が出なければ登録は認めないということになっておる。ただ日本の場合には、何と言いましても、戦前は十トンくらいで済んだものが、いまは四千五百種類も出ておりますから、なかなか容易ではないと思ひますけれども、そのくらい真剣にほかの国では取り組んでおるということをよくお考えいただいて、慎重にということもございまして、早急にやつていただきたい。ぜひひとつ、このことを強くお願いするのと、科学技術庁長官、ひとつ骨を折ってもらいたい。

それから、先ほど来申し上げましたように、この危険防止週間というものの実態を見ておりますというところ、危険なんだということを強調するといふことは、あまり見られない。農薬はもろろん危険だからこの防止週間というものを設けて指導に当たつておられることはわかるわけでありまして、けれども、来年から水銀は使わせないんだという前提だとすれば、国民の全員に対する影響、それから農薬を使つておる人はともないことになつていふようなことを積極的に説明をしながらかつていかなければ、水銀を来年から全部使用を

停止するんだということと相呼応した政治はできなないんじゃないかと思ひます。こういう点について私は非常に痛感いたしましたので、ひとつ農林省の関係の方によくお伝え願ひたいと思ふのです。そして、どうしても一日も早く世界各國非常に懸念をしておる農薬禍から国民、人類の健康を守るために、特に日本の場合にはアルキル水銀、あるいはまた、フェニル水銀の残留毒性による影響というものが非常に高いというふうなことも兼ね合せて早急に対処してもらいたい。そのことについては今後ぜひ閣議の場その他を通じて科学技術庁長官が中心になつてもらいたい。また日本独特の技術というものは非常に高いものを持つておるだけに、これを積極的に開発し、そのことを通じてまた大量生産をさせるために、また日本の国内生産に寄与するために外国に輸出するといふ必要も生ずるわけであります。それも含めまして科学技術庁長官に十分その仲介の勞をとっていただきたい。これをお願いいたします。私の質問を終わります。

○齋藤(憲)委員 関連して、一言ですが、残留毒性を持たないもので害虫とか有害微生物を殺すものがありますか。

○住木参考人 たとえば先ほど出ました抗生物質のプラストサイジン、これは植物の葉っぱにかけますと、システムミックと申しまして植物の体内にずっと入っていきます。ただし、これはラジオアイソトープを使って研究しますと、大体十日ぐらいでプラストサイジンがこわれてしまひまして、残留毒性のないものになつてしまひます。ただ、そうなりますと、たとえばフェニル酢酸水銀を一本かけますと、残留毒性があるくらいです。一回かけてもまた十日たつたら、発生が強くればもう一本やらなければだめだという、費用も人手も二倍かかる、そういう欠点が出てきますけれども、抗生物質の場合ですと、大体が残留毒性が植物体内でこわれまして、残留毒性がないものをさがせると思ひます。

一五

いうものは、私は実は高く評価していいものだと思っております。また、これらの研究が世界の学界にも大きな寄与をいたしておりますし、またわ

ずかの頭脳で、少ない金で、非常に効率的な打ち上げができたということ、このことは世界の学界においても高く評価されており、また、このことがあればこそ、世界の学界からも協力を申し込んでおられるというふうなことも、私は、確かに十カ年にわたる東大の宇宙航空研究所のこの成果の結果だと考えております。

しかるところ、まあ最近東大の宇宙航空研究所の一部の問題をめぐって、いろいろの議論のあることは、私も承知しております、これらのことについては、先ほどお述べになりましたとおり、反省し、また改むべき点は、私は思い切った改めていかなければならぬと思っておりますが、学校、学園における研究というもの、これは自由であり、またそれを侵してはならないと思っておりますので、東京大学における宇宙科学の研究については、今後とも引き続き、学者が良心を持って、国民からいろいろ批判されないような方向をもつて、まじめに研究を続けていってほしいものと思っております。

なおまた、実用の衛星が打ち上げられる段階に今日日本も直面いたしておりますので、これに関連して、郵政省であるとか、あるいはNHKであるとか、運輸省等々がそれぞれ違った目的を持って衛星を打ち上げるような研究開発に取り組んでおりますが、こうした巨額な金を使って、巨大な計画をばらばらに遂行していくことは、必ずしも好ましいことではない。また、それが金の面から見ても、人の頭脳の面から見ても、必ずしも効率的に行なわれ得ないという欠点もあるかと思ひますので、これらの打ち上げをやる機構等につきましては、審議会の答申、建議等にもありますとおり、たとえば一つの方法として、特殊法人等をつくって、そしてそこが一元的にこれらの業務を担当していくというふうなことが、私は適当ではないかと考えておりますので、目下私のところにおきまして、一つの案を考えて、これを関係各省とも相談し、さらにまた、宇宙開発審議会の方々にも御相談を申し上げて、で

きるだけ早い機会に結論を得て、そして国の進むべき計画、責任体制というものを明確にいたしていきたいと、かように考えておるわけでございます。

○中曾根委員 これで終わります。

○矢野委員長 農業の残留毒性の科学的究明に問題について質疑を許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 先ほどの石川さんの質問に関連してお聞きをしておきたいと思つたのですが、途中で別のほうについて質問がありましたので、あとになってしまったのですが……。

私、各地で起こっております水銀事件というのは、大体二つに分かれると思うのです。一つは阿賀野川、それから水俣、この両地方に起こったところの、人体に大きな影響を及ぼした事件、それからもう一つは、それから延長して農業に対するいろいろな配慮、この二つに分かれておると思うのです。

そこで当委員会でもこの水銀禍の問題につきましては二回取り扱い、他の委員会でも、この問題は相当に取り扱われておりますが、いまだに大きな疑問を残しておるところが、いまいちにされておるわけでありまして。たまたま予算委員会でも、四月四日にこの点に触れて質問がなされておりますけれども、依然としてはっきりしていないわけでありまして。何がはっきりしていないかといひますと、当委員会でも取り扱った当時、阿賀野川の水銀事件というものは、原因が昭和電工の鹿瀬工場から水銀を含んだ廃液が流出されて、それが魚の体内に入り、その魚を食べた水銀中毒を起し、不具にひとしい人が出てきた、こういうふうにいわれております。しかし、昭和電工の側としてはそうではない。これは新潟地震のときに農薬から出た水銀が海に流れて、それが逆流して阿賀野川に入ってきたのだ、そういうふうな二説あったわけですね。それを譲らなかつたわけですね。そうこうしてあるうちに、これが政治的にもからんで、

あるいは産業界の大きな金の力がこれに働きかけ、なおマスコミがこれを取り上げてずいぶんややくしくなつてきた。したがって、科学技術庁の責任においてこれを学問的に調査しようということとで調査をされたはずであります。その調査は、厚生省に委託をして、厚生省のほうに疫学班、分析班、臨床班に分けて調査を行なつて、そしてその結論が四十一年十二月二十三日に出たわけでありまして。その出たことが取り上げられていないのです。先般の四月四日の予算委員会でも、二階堂

長官は、私のほうは報告を受けておりません、こういうことで終わつておるわけですね。しかし四月四日からだいぶ日がたつておるわけですから、あのときは答弁用で答弁しておつたらそれでよろしいというのではなく、その後調査もされ、結論が出されておるなら、それに対処して科学技術庁らしい動きをしていかなければ困ると思う。そうでなかつたら、国民は疑惑のままで、原因不明のまま病気に苦しめられておらなければならぬ。その賠償の問題もあるでしょうし、国としても、その防疫対策をどうするかという問題も当然政治的な問題として派生してくると思う。原爆被害者に対する問題とか、あるいは工場におけるいろいろな災害、病気、こういうものに対する問題と同じように取り上げなければならぬということが起こつてくる、そこを一向に明らかにされませんから、政治的な進展がないわけですね。政治的な処置をする、そういう進展がないわけでありまして、お

そらく阿賀野川沿岸のこうした罹災者は非常に不安に思つておるのではないかと。その点、科学技術庁長官がおいでになつておりますから、この前の論議を踏まえて御答弁いただきたい。

○二階堂國務大臣 この阿賀野川水銀中毒事件は長い間の問題であるようでございまして、今日まで明確な結論を出すに至つていないことはまことに私も遺憾に考えております。

先ほどお述べになりましたように、厚生省におきまして、中毒事件のよつてきた原因について三班に分かれて調査がなされました。その調査の

結果が、四月に科学技術庁の私の手元に提出されております。これは三班の方々がそれぞれ違った立場で検討されたその結果でございますが、これにつきましましては、さうそう厚生省を含めた関係各省に集まつていただきまして、そして関係各省からもいろいろの疑点があるようでございますから、それらについてさらに私のほうからお尋ねをし、また、いろいろお聞きしておるような状態でございます。

ただ、厚生省全体としてのまとまつた意見というものは、この三班の報告をもとにして食品衛生調査会にかけられて、その食品衛生調査会の結論が厚生省としてまとまつた結論となる、こういうふうにも私も了解をいたしておりますので、できるだけ急いでその結論を出してもらいたい、こういうことで目下厚生省のほうをお願いをいたしておるわけでございます。

これとでも一週間や二週間でもなかなかな結論が出るものでないというふうな承つておりますが、できるだけ早く結論を出していただいて、厚生省としてまとまつた結論が出てまいりましたならば、私は私の立場において公正な結論を出すように努力をしてみたいと考えております。ただ、いろいろ分析し、研究をし、検討を重ねていかなければならぬ問題が多いようでございまして、簡単に政治的に、こうだという結論を私の省だけで出すわけにはまいらないかと考えておりますが、厚生省のまとまつた意見が出てまいりますならば、私はできるだけ早く私の立場においての結論を出したいと考えております。

○三木(喜)委員 厚生省も見えておりますが、その取り扱ひは、いま長官が言われたような取り扱ひがあらうと思ひます。しかし、私たち科学技術対策特別委員会としては、何を信ぜべきかというその拠点を明らかにしておいていただかなければいかぬと思う。また、食品衛生調査会というふうなものの中で、あいまいもこにしてしまわれるのなら、そんなものはしないほうがいいわけですね。これは厚生省が責任を持って疫学班として昭和四

十一年十二月二十三日に報告書を出している。その中で明らかに「昭和電工鹿瀬工場で、汚染機序は、アセトアルデヒド製造工程中に副生されたメチル水銀が工場排水によって阿賀野川に流入し、アセトアルデヒドの生産量の年々の増加に正比例してその汚染量も増し、それが阿賀野川の川魚の体内に蓄積され、それを一部沿岸住民が捕獲、摂食を繰り返すことによつてメチル水銀が人体内に移行蓄積し、その結果発症するに至つたものと考えられる。」というふうな結論が出ておるわけである。厚生省の係官に聞いてみると、これは全員一致でまとめたという。ここまで確信を持ったものを、どのように今後厚生省としてこれを結論づけるのか、それをひとつ聞かしておいていただきたいと思う。日をおけばおくほど、政治的圧力、そして産業界からのみ消し運動、それにマスコミがひつついてわけがわからなくなる。こういう心配があるので、厚生省として責任局長が見えておるようでありますからして、明らかにしてください。

○銘林政府委員 今回の三班のうちの疫学班が一応の結論を出した判定からも明らかでございます。ますように、この問題は直ちに人体に關係する部分だけの研究ではなくて、人体には魚から入ってくる、魚へは何ものから入ったか。それから、少なくとも川へ水銀が入ったに違いない。川へ何か入ったかというふうな、直ちに人体衛生だけの關係でない、かなり広範な物理化学の分野の考察が必要なる原因のように見えるわけであります。ところが、この三班の答申はそれぞれ別個の立場でなされておりました、三班を統合する総合班という形の班もございませぬし、また、疫学班は疫学的視野から結論をまとめておる。こういうことでございまして、食品衛生調査会におきまして、これらの各班を総合した意見を出していただくというところで、食品衛生調査会の意見を聞くということにいたしましたわけでございます。

○三木(喜)委員 そこで結論が出るまでにはある程度の日数が必要と思うのです。しかし時間を

よくと、この前の予算委員会でも指摘されておるよう、各方面から手が回つて、そういう主張を取りやめてくれとか、そういうことはないので、これは明らかに農薬が川に流れ込んだためだといふようなことをどんどん言つていくし、マスコミはまたそれを取り上げて、こういうふうな調査をするものは全く邪道であるかのような発表をなさる。こういうことになると、日本の国民は責任官庁に対して何をおまかせし、そして何を信じたらいいかというところがわからなくなつてくる形で日をおいたらだめなんです。この前も、この辺が非常におかしいようになっておることが明らかにされておりました、私非常に遺憾に思ふ。その点、いま科学技術庁としても、お金さえ渡しておいて、何ぼ日がかつてもそれはいいのだ、私らのほうは責任がないのだ、相当日がかかるだろうというところで、そのまゝほつておかれることは、私は責任回避だと思ひます。したがつて、そういうことをせずに——こんな問題が再三再四国会で取り上げられること自体、政治の不名誉です。早く快刀乱麻にひとつ断ち切つてもらいたいと思ふ。そしてその原因に対しては、それを排除する努力をし、そして被害者に対しては応急の措置をとらなければいかぬと思ふ。まことにこれは恥ずかしい話です。日本の國の關係官庁といたしまして、政治の実態といたしまして、こういうことじや困ると思ふのです。大臣、これは、早急にこの点明らかにしていただきたいと思います。

○二階堂國務大臣 私は今日まで政府当局、特に厚生省關係のほうで故意にこの事件の究明を引き延ばそうという考えではなかつたと思つておるし、また、延ばすことによつていろいろの圧力がある、また、あつてはならないというふうなことでございしますが、私はそういうことではないと確信をいたしております。また、私のほうにもそういう圧力も全然ございませぬし、また、あつてもそういうものを私は聞き入れる考えは毛頭持つておりません。できるだけ早くこの結論が出されるように、厚生省のほうにもお願いをいたしております。

し、また、国会でもこの問題がしばしば議論されておりますので、私の立場といたしましては、取りまゝとて結論を出す役所になつておるようでございますから、できるだけ早い機会にこの結論を出すように積極的に働いていきたいと考えております。

○三木(喜)委員 以上で、時間もありませんから終わりたいと思ひますが、いま大臣の答弁にありましたように、早くこの結論を出していただいて、明確にしたいと思ひます。いづれこの問題については、当事者である質問された方からも再度質問があらうかと思ひますので、それはお含みおきいただきたいと思います。

○藤田(憲)委員 ちょっといま私、昨年の農薬に關する會議録を読んでみますと、きょうおいでになつておる住木博士もお見えになつておりますし、私の名前が出ておるのです。これは当時岡良一委員の質問に通商産業技官、工業技術院発酵研究所の微生物応用第一部長の岩本説明員というものが木酢のことで説明をしておられます。これを讀んでみますと、木酢液五％でもいも菌は培養の中に発生しない、二％でも効果がある、酵母は木酢液一〇％の濃度でも阻止されない、こういう発表をしておる。それに対して住木参考人は、木酢のいも菌に対する試験はやつたことではない、こういうふうになつておる。こういうことがあつたかどうか、私、当時国会におりませんから知りませんが、これは私が発酵研究所に確かにいも菌に對する木酢液の効果というものを依頼したことがございします。そういう報告書を私受け取つたようにも記憶いたしますが、いままで農薬に對する質疑応答を伺つてみますと、結局は残留毒性の激しいものを農薬として使わせておるということが根本の原因であります。私からいうと、そういう残留毒性の激しいものを農薬と指定して、いままで一年間に四百トンを水銀を日本の田畑にまかせた責任者は一体だれだということまで、ほんとにしゃくにさつて考えることがあるのであ

りますが、それはいたしかたないといひまして、残留毒性のない、いも菌に對して特効のあるものがあるとしたならば、それはあくまでも追求していかなければ、私は科学者としての責任は果たせないと。二％でも効果がある。たとえば、私の名前が出ておりますから一つの例として申し上げるのですが、五％でも培地に木酢を入れるといも菌が発生しないというデータがありますれば、木酢液は九八％水でありまから、そこへ入つておるとおる要素といふものは二％、それと百分の二かける百分の五といふことになりますと、これは千分の一であります。千分の一でもいも菌が発生しないといふものがあれば、それをいかにして合成に持つていくかといふことを研究していけばいいのぢやないか。一〇％で酵母がいけないといふことは——酵母はもろん植物に對しては有益な菌であります。これは私から申し上げるまでもない。それは一〇％でいかなることがあつたとしたら、これはいも菌の菌対策として一つの大きな原動力だと思ふ。そういうところには研究者の創意工夫といふものの重大性があるのぢやないか、こう私は思ふのでございします。こういう論議が科学技術特別委員会で行なわれているのに、科学技術庁は全然としてこういう問題に知らぬ顔をしておるといふこともまたふしぎだと思ふ。何のために委員会が開かれてそして質疑応答をしておられるか、私は非常にふしぎだと思ふのです。幸いに理化学研究所では今年予算を三億幾ら四十二年度には盛られて農薬研究の部門を積極的におやりになるという事です。ひとつ何となく早くこういう論議が起きないように、とにかく日本の人間の髪の毛の中に外国人の三倍にも及ぶ水銀が残留しておるといふこととなりますと、毎日生命の不安におびえながら生活しておる。これを除去するといふのがいわゆる科学技術の大きな使命だと私は考える。そういう意味で、私たちは、四十二年度の予算の理化学研究所の農薬研究費というものに双手をあげて賛成した

わけでございます。ひとつ長官もこの点御督励くださいまして、なるべく早く残留毒性のないものでいもちその他の病害を除去することのできるような研究をやっていたきたい、こういうふうに思います。

○住木参考人 非常にいい御発言をしていただきまして、ありがとうございます。

岩本さんのあはれは、私、あとで二人で会いました、千分の一くらいできくのは私は薬でない、百万分の一くらいがいまは頭の中にあるのでございます。それを岩本さんに私、話しましたのは、木酢の中からのいろいろなソルベントで抽出されるところかなんとかして、もっと有効成分を取り出す、そうすればもっと少なくて済むでしょうから、まずそれをやってごらんになったらどうでしょうか。たとえばそのために動物試験が必要ならいつでも応援いたします、そういうふうに私は答えておいたのであります。一生懸命理研の農薬の研究はやっており、いま半分までやってきております。御趣旨に沿うように努力いたしたいと思っております。

○矢野委員長 この際、住木参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、本問題調査のため、たいへん参考になりました。委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。

次会は、明二十五日木曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

科学技術振興対策特別委員会議録第四号中正誤

ページ 段 行		誤	正
三	一三	ございいますから	ございいますか
四	一六	減速	減速
五	二五	予解	了解
六	二三	入口	人口
六	四七	おりますところ	おりますところ
七	二二	原子力	原子力船
七	三末	宇宙間	宇宙空間
八	三三	まいっおる	まいっておる
八	三末	目当	目的
九	一一	訪けられて	設けられて
二	二八	のです	のです。